



® 平成 29 年 9 月 26 日 (火)

No. 14536 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ^⑭

台湾の商標制度の概要…………… (1)

☆注目著作権判例紹介 [83] …………… (9)

海外商標制度シリーズ^⑭

台湾の商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 和田 阿佐子

1. はじめに

日本にとって、台湾は輸出相手国として、アメリカ、中国、韓国に次ぐ第4位、輸入相手国として、中国、アメリカ、オーストラリア、韓国に次ぐ第5位の重要な貿易パートナーです¹。

日本からの輸出品目としては、精密部品の他に、混合調味料、菓子等の加工食品、酒等が幅広く台湾へ輸出されており、一部の食品に関して輸入の規制

はあるものの、日本の食品は衛生的で安心、デザインが良い等の好意的なイメージも定着してきているところです。

その反面、「讃岐」等の地名や周知な企業名が第三者によって多数出願登録される事例が相次いだことも記憶に新しく、ビジネス展開にあたっては未だ潜在的なリスクも内包しているといわなければなりません。



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクノカレッジ開発センター株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

台湾では、2012年7月に改正商標法が施行されて4年以上が経過し、改正法に基づく制度運用が定着する中で、台湾初の女性総統となった蔡英文氏は環太平洋経済連携協定（TPP）加入への意欲を示しており、昨年（2016年）5月にはこれに合わせた商標法の改正法草案も発表されています。

上記の状況を踏まえ、台湾における商標保護の現況を把握することが重要であると考えました。

2. 基本情報

日中共同宣言において、中国政府は台湾が中国領土の一部であることを表明しており、日本政府はこの立場を尊重するとしている。このため、日台関係は非政府間の実務関係として維持されている。

面積は、3万6千平方キロメートル（九州よりやや小さい）、人口は、約2,350万人（2016年4月）。²

行政、立法、監察、司法、考試（国家公務員試験など）の「五権分立」による権力分立が採用されている。

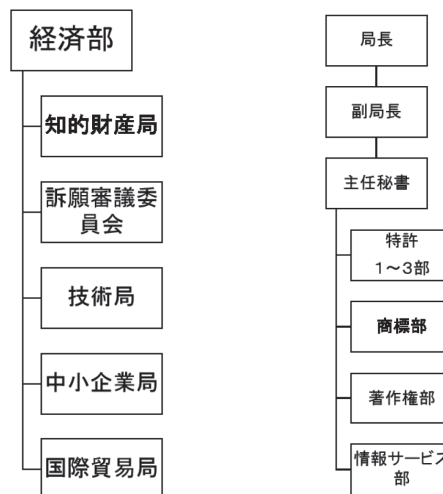
2016年、台湾にとって、日本は輸入相手国として中国に次ぐ第2位、輸出相手国として中国、香港、米国に次ぐ第4位となっている³。日本から台湾への主要輸出品目は、半導体等電子部品、プラスチック、非鉄金属となっている。

3. 知的財産に関する主要な国際条約

台湾は、パリ条約を含む国際条約・国際協定には非加盟である。このため、条約上の優先権を主張することはできない。しかし、WTO加盟に伴い2002年1月1日よりTRIPs協定が効力を生じ、出願人の国籍、住所、営業所のいずれかを置く国が台湾と互恵関係を結んでいれば優先権を主張することができる。台中間には、「海峡兩岸における知的財産権の保護及び協力協定」の特別規定により優先権を相互に承認している。

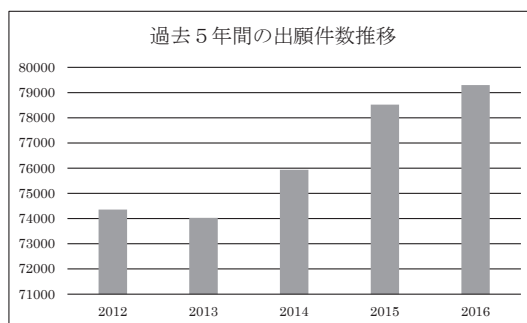
4. 組織

商標登録出願の審査及び商標権の付与を行う主務官庁は、経済部に属する知的財産局である。知的財産局職員数は949名（2015年8月31日付）⁴。商標部は、第一科から第六科まで6つの部門に分けられている。このうち第一科は、商標の移転やライセンス登録等を担当し、第二科から第五科までが産業分野別の審査部門、第六科が異議申立、不使用取消、無効請求等を扱う。

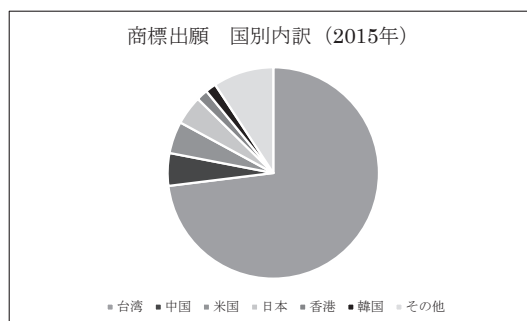


5. 統計

出願件数の推移は以下の通り⁵。ごく緩やかな増加傾向ではあるが、アジアでは、中国、インド、韓国、日本に次ぐ第5位。



2015年における出願人国別件数では、台湾の国内出願が73.07%と圧倒的首位、次いで、中国（4.99%）、米国（4.88%）、日本（4.44%）、香港（1.73%）と続く。⁶



6. 手続

台湾の商標制度は、登録主義、先願主義、登録後